

## 履修指導（アドバイザー制）に関する規程

（趣旨）

**第1条** この規程は、九州ルーテル学院大学学則第15条第3項の規定に基づき、アドバイザー制に関し必要な事項を定める。

（目的）

**第2条** アドバイザー制は、個々の学生が予想する進路に備えて、必要かつ有意義な履修計画を立てて修学するために、本学教員が周到な助言、指導を提供することを目的とする。

（構成）

**第3条** アドバイザーの構成は、次のとおりとする。

- (1) 教授会を構成する専任教員は、学長、チャプレンを除き、アドバイザーとなる。ただし、その職務は1コマに相当するものと見なす。
- (2) アドバイザーは、一人につき学生20人内外の学生を担当することとし、学生の入学時にこれを決定する。
- (3) アドバイザーは、当該学生の在学期間を通じて継続して担当することを原則とする。ただし、アドバイザー又は学生は、やむを得ない事情によりアドバイザーの変更を希望する場合は、学務・入試センター長に申し出ることができる。
- (4) 学務・入試センター長は、前号ただし書に基づく申出があり、当該アドバイザー及び当該学生から事情を聴取した結果、アドバイザーを変更することが適当と認められる場合は、学長の同意を得て、その変更を行う。

（職務）

**第4条** アドバイザーの職務の大綱は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザーは、本学の教育理念、教育目標及び教育課程構成の全体、並びに担当学生の進路を視野に置き、個々の学生の在学期間を通じての総体的履修計画を指導助言し、さらに、適時適切な評価査定を行いつつ、これに基づく履修の軌道修正を施す助言指導を行う。
  - (2) アドバイザーは、履修指導のための個人面談、又はグループ指導等、担当学生との関わりを通して、チャペルを中心とするプログラムと並行して本学の共同体形成の一翼を担うこととする。
- 2 アドバイザーの職務の細目は、次のとおりとする。
- (1) アドバイザーは、本学のカリキュラムに精通し、「履修規程」に則り、学生との面談が常時、かつ十分に行えるように研究室の活用を図る。
  - (2) アドバイザーは、学生が在学予定全期間にわたる履修計画を描き、卒業後の進路が決定できるように助言する。

- (3) 全履修計画の中に体験学修に関する授業科目が有意義に折り込まれるように配慮し、助言する。
- (4) 学生の志向・能力・事情等を配慮し、「履修モデル」を参照しつつ、学期毎の履修を指導し、履修届に承認を与える。
- (5) 学生の成績評定に関わる学修及び出席状況等を常に把握し、指導及び督励を行い、特に、学期末・学年末にあつては学生の状況を把握し、その後の履修に備えた指導及び助言を与える。

(議決No.98-21)

(改廃)

**第5条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程の実効性を理事会は確認する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。